

第9回 逗子海水浴場の運営に関する検討会 概要

日時：平成28年2月8日（月）

14時30分～16時30分

場所：逗子市役所5階 第6会議室

1 開会

事務局より、逗子海水浴場の運営に関する検討会（以下「検討会」という。）は傍聴できることと、マスコミの頭撮りについて説明。代理出席者紹介。配布資料の確認や進行説明を行うとともに市長に報告する日程が迫っているため本日中に検討会報告書をまとめることとする旨の説明。

2 議題

(1) 逗子海水浴場の運営に関する検討会の報告書最終案内容確認

- ◆ 議題に入る前に、平成27年度逗子海水浴場の運営に関する検討会報告書最終案について、座長から指摘を受け修正した箇所の説明を事務局へ求めた。
- 全部で2点あり、1つ目は意見一覧に記載した一文を別の項目の意見一覧に移動している。また、2つ目は意見一覧に載せている結婚式イベントについて、賛同の意見が多かったため、「逗子海水浴場の振興策の提案」の項目に追記した。（事務局）
- ◆ 特に反対の意見がなかったため、そのように修正することとなった。
- ◆ 座長から各メンバーに報告書最終案の各頁の文言に修正があれば申し出るよう求めたが、特になかった。
- ◆ 座長から海岸組合が提出した資料について説明を求めた。
- 前回の検討会では組合の本来の希望時間を述べ、誤解を招き申し訳なかった。前回の報告書最終案に記載した21時までの営業時間延長の要望を取り下げさせていただきたい。また、提案書を改めて提出させていただいた。営業時間や音楽、その他ルールについてマナーアップ警備員や検討会メンバーの指摘に真摯に対応し、同様のことで再度注意を受けた海の家は定款に基づいて一定期間、18時30分以降の営業はできないなどの厳しい体制とする。また、今年度よりも更に細かい連絡体制をとること、開設期間中14時から閉店時間までの間に計4回組合員による警備員とのパトロールを行うこと、平日の夜の逗子海岸は地域住民がゆっくりと過ごせる場所であるべきとの考えから、地元の人に平日の夜における海岸組合の取り組み状況を評価してもらうため、18時30分以降について市民に対して無料チケットの配布などをするものの3点を厳格に実行する。運営検討会での議論や指摘を踏まえて、逗子市の施策・方針に従う海の家に関し、8月の平日及び休日を統一して20時までの営業を要望したい。（海岸組合）

- ◆ 報告書最終案に記載している 21 時までの営業時間延長の要望を削除した上で、提案内容を意見一覧に反映することとし、内容について各メンバーから意見を求めた。
- 検討会メンバーが指摘したことを真摯に対応してもらえると考えていいか。
- 今までは各店舗の問題を組合全体の責任として対応していたように思うが、新しい体制では各店舗が責任をもって対応していくという状態となったという考え方でいいか。
- 平日の夜は地元の人たちに各海の家を見てもらいたいというイメージでいいか。
- 上記 3 つについてその通りである。(海岸組合)
- 18 時 30 分以降の営業停止について、具体的な日数を決めてないようであるが、1 週間より少ないと問題が発生しやすい金曜から日曜の間で再注意を受けた場合に、来場客の少ない週明けのみ 18 時 30 分以降の営業停止となり、罰則として効果が薄いと思う。
- 指摘があった際に双方が納得できる状態ということではなく、指摘があったことをまず真摯に従ってもらってからその後相談していくという考え方でいてもらいたい。
- 営業時間が延長するとなると海岸通りや銀座通り入口のゴミ置き場等に懸念が残るため、その範囲のクリーンアップの巡回をしてもらいたい。
- 指摘を受けた部分についてはできる限り対応していきたいと考えている。(海岸組合)
- 上記の内容であれば、問題ないように思う。
- マナーアップ警備員や検討会メンバー以外の通報等についての対応をどのように考えているか、確認したい。営業停止対象となるものなのか。
- 海岸組合に寄せられた苦情や通報については今年度も連絡体制を敷いていたが、より細かい連絡体制を取ることにした。通報等についても即時対応を考えているが、通報に対しての営業停止は今後決めていくルールの中でまた議論していきたい。(海岸組合)
- 細かな連絡体制の中で副担当をつけて、2 人体制などを取ってもらいたい。
- 市民のメリットと地域住民のメリットをしっかりと明確にして打ち出してもらいたい。
- 子どもたちが利用しやすいようなメリットも考えてもらいたい。
- 地域の子どもたちにも別で利用してもらえそうな企画を考えている。(海岸組合)
- 近隣住民はルールさえ守ってもらえればいい。メリットを営業時間延長の交換条件にしない方がいい。
- 近隣住民として特別にしなくとも、市民メリットと同じで良い。
- 近隣とってしまうと範囲があいまいになってしまう。
- 夜遅くなると近隣住民に迷惑がかかることは間違いないので、昼間の時間帯で使える市民メリットを検討してもらいたい。
- 市民メリットについては様々な意見があると思うが、本来の意図としてはコミュニケーションツールとして利用し、各海の家の状況を見てもらいたいと考えているものである。より多くの市民の方に来ていただきたいと思っている。頂いた意見について、しっかり検討していきたい。(海岸組合)
- 近隣住民と海岸組合が心理的距離を縮め、不満をぶつけあうような関係の解消をして

もらうためにも夜の海の魅力を感じるきっかけになるのであればいいと思う。

- 今回の内容をルールとして明文化して定義づけすれば、判断の難しい事案にも線引きをしなければならず、実際に運用することは無理があると思う。近隣自治会と海岸組合で協議会を作って即時対応できるような体制を取ることが理想的だと思う。
- そういった部分については次年度のルールの議論をするにあたり考えていきたいと思う。ただ、営業行為のため、罰則については組合内のルールで決めていく必要がある。行政や司法が権力で介入するものではない。(座長)
- ◆ 座長から逗子市新宿自治会が提出した資料について説明を求めた。
- 今年度、逗子海岸営業協同組合はルール違反者をゼロにすることを前提に土日 20 時までの営業を強く要望し、試行的に実施したが、音楽等のルール違反や 134 号線の法面に穴をあけるなどの悪質な違反行為もあり、約束は守られなかった。これらを考慮すると、本来は、来年度は以前の全日 18 時半までの営業時間に戻すべきで、全日 20 時までの営業時間延長など言語道断である。(新宿自治会)
- しかし、逗子海岸営業協同組合は今年度の行為を反省して、ルール順守のための制度を改善するなどの提案をしてきた努力は認められる。よって、逗子市新宿自治会としては、海の家営業時間について、来年度も今年度同様の土日のみ 20 時まで、それ以外は 18 時半までを要望する。なお、前述の自治会員の意見を見ても、この条件は今年度同様苦渋の選択であることは理解していただきたい。まずは、逗子海岸営業協同組合は組合員のルール違反ゼロを目指してもらいたい。それが達成できて初めて営業時間の延長について検討を開始する土壌ができるもので、万一、ルール違反者が発生した場合は、即全日 18 時半までの当初の営業時間に戻すこととってもらいたい。逗子市と海岸組合にそれくらいの強い対応ができなければ、関係者みんなの貴重な時間と労力と知恵を反映したルールにはならない。(新宿自治会)
- お盆期間も今年度同様ということか。(座長)
- 特に反対意見として挙がっていないため、今年度同様と捉えてもらって構わない。(新宿自治会)
- ◆ 報告書最終案の営業時間の項目における意見一覧に反映することとした。
- ◆ 海岸組合から各メンバーに今回の提案について意見を求めた。
- 今までの経緯の蓄積もあるため、地元からの反対が残っているのは仕方ないと思うが、組合員全員が一致団結して、今回提案した内容について真摯に対応できるのであれば、営業時間の延長について賛成である。
- 数年前に比べて安全安心な海水浴場となったと考えているので、近隣住民と海岸組合の溝が無くなればと思っている。
- 問題の挙がった海の家にもしっかりとパトロールに同行してもらいたいと思っている。
- 海を家の営業時間の延長を検討するのであれば、海の日あたりからお盆までにした方が日数を短く地元の子供たちが楽しめる期間と重なっていいと思う。

- 砂浜にいる人がルール違反などをしていても海の家の問題のように捉えられがちで残念に思う。周知徹底を今後も継続して努力してもらいたい。
- 地域団体と一体でイベントを企画したり、既存の施設を使ったメリットを考えていくべき。
- メリットについて食事券にすべき。飲酒とすると印象が良くない。
- 夜の飲酒だけでなく、子どもたちも楽しめるようなメリットにしてもらいたい。
- ◆ 座長から事務局に営業時間について議論された内容を報告書に反映させるよう求めた。
- ◆ 事務局から報告書における営業時間の項目の最終文を「提案を遵守できるのであれば、8月の営業時間は全日を統一して20時までとすることについて多くのメンバーから一定の理解を得たが、地元近隣住民からは、今年度の状況においてルール違反が発生していること、静かな海水浴場を求めていることなどから、ルール違反ゼロを目指し達成できた上で延長を考えるべきであり、現段階において、今年度の8月を超える平日の営業時間の延長は認められないという反対の意見が強くある。」と修正したものが提示され、特に反対がなかったため、その内容で決定することとなった。
- ◆ 座長から検討会メンバーに報告書とは別の意見があれば述べるよう求めた。
- 市にとっての逗子海岸の位置づけを確認したい。展望によって、規制等について今後の判断も変わると考えられる。シビックプライドの形成のためにも逗子海岸がどの程度の経済効果等があるのかを具体的なデータとして示し、まとめてもらいたい。
- 古くから近隣に住んでいる人とマンションなどに越してきた人とで考え方が違うため、そこを混同しない方がいいと思う。
- ファミリービーチは子どもたちだけという捉えられ方はしてほしくない。どの世代の家族連れにも楽しめる海水浴場をつくってもらいたい。
- 海岸組合が努力していることは理解しているが、体制づくりについて粘り強く頑張ってもらいたい。また、市にも警備についてなど予算をしっかりと組んでもらいたい。それ以外にも海岸通路のトンネルや通年の管理なども問題と重く受け止めてもらいたい。
- 合同パトロールを大名行列のように行う必要は感じない。時間を拘束され、意味もあまり感じない。

(2) その他

- ◆ 座長から事務局に連絡事項を伝えるよう指示した。
- ◆ 検討会報告書について、本日修正したものを12日（金）までに送付し、16日（火）に座長から市長へ報告書の提出を行う予定である。それを受けて、2月末に市長が方針を決定する予定である。次回の検討会については3月中旬を目途に開催し、来年度の海水浴場ルールづくりについて議論をしていきたいと考えている。

以上

出席者一覧

所属		職名	氏名	備考
公募の市民	市民メンバー		深澤 忠房	
			熊岡 寛展	
			菊井 健一	
観光・商工団体	逗子市観光協会	事務局長	田代 朋子	
	逗子市商工会	副会長	三宅 譲	
	逗子市中央商店街連合会	会長	江原 浩	欠席
逗子海岸近隣 町内会・自治会	逗子市新宿自治会	会長	石井 康生	代理出席 横山 美奈
	下桜山交友会	環境担当部長	菊池 伸介	
	逗子6丁目目の会	会長	徳本 恒徳	欠席
	逗子7丁目東自治会	顧問	菊池 俊一	
	逗子ニューライフ管理組合	組合員代表	角倉 信也	
児童・青少年 関連団体	新宿地区青少年育成推進の会	会長	安重 宣子	
	逗子市民生委員児童委員協議会	主任児童委員	飯野 幸	
防犯団体	逗子市防犯協会	会長	和田 修芳	
海岸にて活動する 事業者	逗子海岸営業協同組合	代表理事	菊池 千春	
	逗子マリン連盟	代表	小林 伸之	
市職員	市民協働部	部長	森本 博和	
その他市長が必要 があると認めた者	逗子サーフライフセービングクラブ	顧問	歌代 光雄	
	逗子30'sプロジェクト		田中 美乃里	

オブザーバー	神奈川県逗子警察署	地域課長	高松 良二	欠席
	神奈川県横須賀三浦地域 県政総合センター	企画調整課長兼 商工観光課長	中羽 加代子	
	神奈川県鎌倉保健福祉事務所	生活衛生部長兼 環境衛生課長	奥津 幸夫	欠席
	神奈川県横須賀土木事務所	許認可指導課長	大山 晃	代理出席 主査 高橋径子
	公益財団法人 かながわ海岸美化財団	主任主事	高辻 宏行	

事務局

所 属	職 名	氏 名
市民協働部	次長	高橋 佳代
経済観光課	課長	岩佐 正朗
経済観光課	経済観光係長	鈴木 仁
経済観光課	主事	山口 翔太郎